

「老人クラブ傷害保険」・「老人クラブ団体賠償責任保険」のご案内

※都道府県・指定都市および市区町村老連に所属されていない老人クラブは加入できません。

1 傷害保険：自分がケガをした時の保険です（病気は対象外）。

一部のタイプでは特定感染症に感染した場合や、他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合も対象となります。

- ①対 象：老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。
加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者が取りまとめる団体保険です。

②保険始期月および 保険期間	保険始期月	手続き期間（締切日厳守）	保険期間
	2021年4月	2021年1月15日～3月15日まで	2021年4月1日午後4時から1年間

- ③掛金払込の条件：加入依頼の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上（追加の場合も同様）

※払込手数料は加入依頼者負担。老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。

- ④補償内容・掛金タイプ：「24時間型：4タイプ」・「活動型：2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。複数口加入はできません。

- ⑤掛金内容・補償内容【下記 ◆重要◆ と併せてご確認ください】

タイプ		改 定 24時間型				活 動 型	
クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず日常生活全般(24時間)のケガを補償します。		クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)のケガを補償します。					
【補償額】上段：活動中のケガの補償額 下段：(活動中以外)のケガの補償額							
		12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	1,000円	500円
A 死亡保険金		308万円 (138万円)	181万円 (96万円)	167万円 (82万円)	103万円 (58万円)	85万円	45万円
B 後遺障害保険金(注2)		308万円 (138万円)	181万円 (96万円)	167万円 (82万円)	103万円 (58万円)	85万円	45万円
C 入院保険金日額(注3) 1事故につき30日限度		6,150円 (2,150円)	3,150円 (1,150円)	3,000円 (1,000円)	1,800円 (800円)	2,000円	1,000円
D 通院保険金日額 1事故につき30日限度		3,700円 (1,100円)	2,050円 (750円)	1,900円 (600円)	1,100円 (450円)	1,300円	650円
特定感染症危険補償 (新型コロナウイルス感染含む)(注4)		対象となる保険金 B C D (注5) (A死亡保険金は対象外です)					
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度	1億円限度	⑥【クラブ活動中とは】 (1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および (2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント」ならびに (3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加・往復途上を含みます。			
地震・噴火・津波 危険補償(注7)		対象となる保険金 A B C D (注5)					
熱中症危険補償(注8)		対象となる保険金 A B C D (注5)					

- ⑦【補償内容(保険金額)について】 補償内容のうち上段は老人クラブ活動中のケガの補償額、下段()内は老人クラブ活動中以外ケガの補償額です。

◆重要◆

- ⑧(注1)往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。
- ⑨(注2)後遺障害保険金は、死亡保険金の補償額の内枠となります。後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%～100%が支払われます。2021年4月始期契約より、全タイプで後遺障害保険金が対象となりました。
- ⑩(注3)手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ⑪(注4)特定感染症危険補償特約。2021年4月始期契約より24時間型の全タイプに追加となりました。新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(※)を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金について(除く死亡保険金、手術保険金)補償の対象となります。ただし、新型コロナウイルス感染症については、2020年12月1日時点となります。今後の政令によって変更となる可能性があります。(※)感染症予防法に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。
- ⑫(注5)特定感染症、地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償は24時間補償の対象となります。補償額は㉑死亡保険金(除く特定感染症補償)、㉒後遺障害保険金、㉓入院保険金日額、㉔通院保険金日額の下段()内の補償額(活動中以外)となります。
- ⑬(注6)1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。個人賠償責任補償に限り、加入者のほか、加入者の配偶者や同居の親族(子供や孫等)が起こした事故も補償の対象となります。なお、自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。
- ⑭(注7)天災危険補償特約。「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によってケガをされた場合に補償の対象となります。
- ⑮(注8)熱中症危険補償では、医師の診断によって熱中症となった場合に補償の対象となります。

2 老人クラブ団体賠償責任保険：老人クラブ活動中に他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。 ※往復途上の事故および自分のケガは対象になりません。

- ①対 象：単位老人クラブ(ご加入時に会員名簿に記載されている
全会員の加入が条件となります)

- ②保険期間：毎年10月1日午後4時から1年間

- ③掛 金：100円×全会員数

※全会員数が30名未満の場合、掛金は3,000円です。

- ④補 償：支払限度額1億円

(お支払される保険金は事故の損害額や賠償責任割合に基づき保険会社が査定します。)

- ⑤加入依頼方法：毎年9月15日までに賠償責任保険専用の掛金払込用紙(払込取扱票)で掛金を払込みください。
加入時に会員名簿の提出は必要ありません。(⑧を参照)

- ⑥中途加入について

・クラブ単位での「中途加入」は可能です。毎月15日までに掛金の払込で翌月1日からの加入となります。但し、保険期間は加入月の1日から直近の10月1日までとなります。

- ⑦加入依頼後の会員増減について

・保険期間中に、会員の増減があっても届出・掛金の追加(返金)は必要ありません。

・増加した会員は届出がなくても補償の対象になります。

- ⑧会員数の過少申告について

・保険金支払の際に貴会および市区町村老連に会員名簿を確認する場合があります。

・上記調査等で、加入依頼の際、故意に会員数を過少申告したと判断された場合、補償の無効や減額になることがあります。必ず加入依頼時の会員名簿に記載された全会員数で加入依頼ください。

- ⑨ご参考／「老人クラブ団体賠償責任保険」と「老人クラブ傷害保険24時間型・個人賠償責任補償」の補償の主な違い

	クラブ活動中の賠償事故	クラブ活動中以外の 日常生活での賠償事故(※)	示談代行サービス
老人クラブ団体賠償責任保険	対象 (但し往復途上は含まない)	対象外	対象外
老人クラブ傷害保険24時間型 個人賠償責任補償	対象 (往復途上も含む)		対象 (クラブ活動中の事故を含む)

(※)老人クラブ傷害保険24時間型・個人賠償責任補償での事故の例

- ・クラブ活動へ参加するために自宅から自転車を運転している際に、誤って歩行者とぶつかりケガをさせてしまった
- ・犬を散歩中に愛犬が他人に噛みついて、ケガをさせてしまった
- ・旅行でホテル等に宿泊中に誤ってホテルの壁やホテルの備品等壊してしまった

等

3 その他

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))老人クラブ賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずこちらの「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険の内容について、ご不明な点がありました場合には、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。



公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ傷害保険

検索

メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

全国老人クラブ連合会からのご案内

I 「傷害保険の加入」について（お願い）

- ◆ 傷害保険は会員向け保険です（老連役員専用保険は別にあります）
- ◆ 所属クラブが取りまとめて加入する「団体保険」です。（個人申込はできません）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院通院費用を補償できるタイプができました。

1 加入できる月・申込期間について

① 4月加入：申込は1月15日～3月15日まで

（ご参考）10月加入：申込は7月15日～9月15日まで
※10月加入に関する書類については、別途保険係まで請求ください。

※左記以外の月では加入できません
※締切は厳守してください

② 遡っての加入はできません

- ・この保険に限らず、保険加入日（4月1日）を過ぎてから、遡って加入することはできません。締切の間際では書類不備等に対応できません。余裕をもって手続きください。

2 新規加入をご検討のクラブ（会員）へ

① 保険担当者をお決めください

- ・クラブで加入決定のうえ、加入者の取りまとめ、申込、書類保管、書類送付先等の窓口になっていただくための「保険担当者」をお決めください。
- ・上記は会長等の役職者である必要はありません。実際にお世話される方をお願いします。

② 加入依頼書のご請求

- ・保険担当者の郵便番号・住所・電話番号・希望保険名・加入予定人数を明記のうえ、FAXまたはハガキまたはEメールでA面記載の全国老人クラブ連合会保険係まで資料請求してください。

3 更新加入クラブへ

① 保険担当者交代の届出について

- ・交代されたら必ず書面でお届けください。届出がないため前の担当者に資料が届き、加入遅れや更新漏れの原因になっています。引継ぎ・届出は忘れずにお願いします。
- ・更新書類は満期日の約3か月前に届出のある保険担当者宛てに郵送します。交代届出と行き違いになった場合は、お手数ですが前任者から引き継いでください。

② 重要書類の保管について

- ・重要書類の保管は保険担当者をお願いしています。「前任者からの書類の引継ぎがない」、「紛失した等で書類再発行」の場合、費用負担が生じます。大切に保管してください。

③ 2021年4月始期契約より、24時間型の全てのタイプに「特定感染症危険補償特約」が付帯されました。それに伴い24時間型について補償内容が変更となりますので、A面「⑤掛金内容・補償内容」をご確認ください。

4 加入をお断りするケース

① 上部団体から退会された場合

- ・契約者である全国老人クラブ連合会に連なる、都道府県・指定都市および市区町村の連合会を退会したクラブは加入できません。

② 正式な単位クラブ名と異なる場合

- ・市町村に届出しているクラブ名と異なる場合（愛称・略称・サークル名等）や、連合会名での加入はできません。

●「傷害保険」と「老人クラブ団体賠償責任保険」の違い

傷害保険は「自分のケガ」を補償します。老人クラブ団体賠償責任保険は損害を与えた「相手のケガや物への賠償」を補償します。補償対象が異なります。詳細はパンフレットA面をご覧ください。

II 「老人クラブ団体賠償責任保険の加入」について（お願い）

1 この保険は被害を受けた相手方に支払われる保険です

- ・ご自身のケガは対象外です。また往復途上の事故も対象外です。
- ・ご自身のケガの補償には「傷害保険」への加入が必要です。
- ・老人クラブ活動中に生じた損害賠償責任が伴う対人・対物事故が対象となる保険です。

2 全会員加入が条件の保険です

- ・個人では加入はできません。
- ・クラブ加入のため所属するすべての会員が加入することになります。
- ・加入時の会員数は正しい申告が必要です。
- ・事故調査時に上記申告が正しくないと判明した場合は補償に影響を及ぼします。

3 保険期間・加入月・申込期間について

- ・原則保険期間は毎年10月1日午後4時から1年間です。**申込締切は9月15日まで**。
- ・途中加入はできますが、保険期間は短くなります。（加入月から10月1日まで）
- ・更新書類は満期日の約2か月前に届出のある保険担当者宛てに郵送します。
- ・なお詳細はパンフレットA面をご覧ください。

4 補償（支払い限度額）

- ・1億円は支払いの上限額を示すもので、事故の損害額、賠償責任割合によって保険会社が査定します。重大な過失事故によって被害者を死亡させた裁判の判例等では、高額な補償額が命じられるケースが発生しています。
- ・活動中の事故では、次のような損害賠償事故が発生しています。

* 除草機の飛び石で相手の車を損傷	* 公共施設の設備損傷や建具破損
* スポーツ中に相手の眼鏡を破損やケガ	* 茶碗をひっくり返し火傷を負わせた
* 公民館の借用備品の破損	* 転倒時、相手に寄りかかり負傷させた 等

5 個人賠償責任補償との主な相違点

- ・傷害保険の8,000円・12,000円タイプには、個人賠償責任補償が特約で担保されています。老人クラブ団体賠償責任保険との主な相違点は、補償範囲、示談代行サービスの有無等に大きな違いがあります。総じて個人賠償責任補償の方が手厚い補償となっています。
- ・詳しくはパンフレットA面をご覧ください。

6 加入をお断りするケース

- ・傷害保険の「加入お断りするケース」をご参照ください。